

生き生きした 農村づくりをお手伝い

— 県単農業農村整備事業 —



新潟県農地部

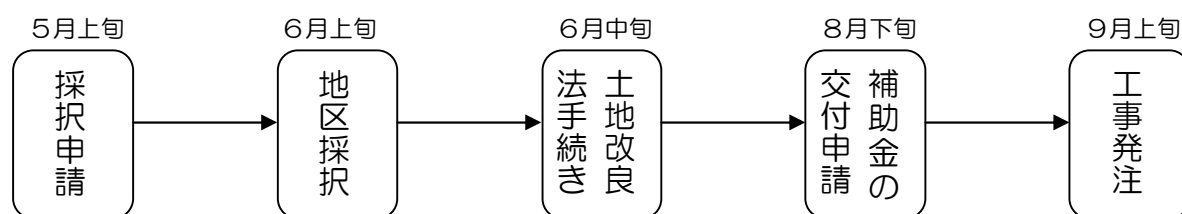


こんな特色があります

○市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合の他に、知事が
適当と認める団体なら誰でも取り組みます。

○国の事業等に比べて、申請の**手続きが簡単**で、しかも**単年度**で工事を
完了することができます。

※採択申請～工事発注までの流れ（土地改良法の手続きが必要な事業の場合）



※枠上段の時期はあくまで目安です

○事業費が**100万円以上**であれば申請できます。

○単に水路や道路の整備だけでなく、**環境に配慮**

した水路や、用排水路敷地等を活用した植栽な

ども整備の対象となります。

個別対応するた
め、申請から**最短
で1日**で採択し
ます！

○パイプラインなど、施設の突発事故に**迅速**に対応できます。



トキのえさとなる水棲生物の生息環境に配慮した水路



芝桜の植栽

豊かな自然

やすらぎ

生き物とのふれあい

農村には、たくさんの
“良さ”があります。



どんなことができますか？

○生産基盤の整備から、農村の生活環境の整備まで、様々なことができます。



かんがい排水事業「排水路の新設」

生産基盤の整備

- 用排水路、農道の整備
- 区画整理、暗渠排水の施工
- ため池の堤体の改修 など



ほ場整備事業「区画整理」



農業集落道整備事業「集落周辺道路の改良」

生活環境の整備

- 集落内の排水施設や道路の整備
- 用排水路等の安全施設の設置
- 植栽、並木等の設置 など



アメニティー施設整備事業「転落防護柵の設置」



農地部は、その“良さ”を活かした
活気あふれる農村づくりを
支援します。

県単農業農村整備事業

新潟県独自の補助制度です。農業の生産性の向上を図り、農村の環境を整備することにより、農村地域の活性化を図ることを目的としています。

農 村 整 備 事 業

事業種別	事業主体	補助対象とする経費	採 択 要 件 等	補 助 率	
				一般地域	特定地域
ニュー新潟 むらづくり 事業	市町村 土地改良区 土地改良区連合	アメニティー施設整備事業 農道、用排水路、ダム、ため池、 機場等の土地改良施設や遊休 農用地等を積極的かつ有効に 利活用したアメニティー施設の整 備に要する経費 ■ アメニティー施設の例示 ① 修景施設(植栽、並木、小公 園等)及びPR看板の設置 ② 農業用排水路等の安全施 設の設置		30% 以内	35% 以内
		農村総合用地周辺整備事業 農村総合整備事業において用 地整備、周辺整備に要する経費 ■ 整備施設の例示 ① 周辺整備(切土及び盛土)、 農村公園、農村環境改善セン ター、交流施設等 ② 周辺整備(門、柵、塀の整 備)、農業集落排水処理施 設、営農飲雑用水施設、農村 環境改善センター、コミュニティ 施設等	国庫補助対象外の整備で1地区の事 業費は10,000千円を限度とする。		
	市町村 土地改良区 土地改良区連合	農業用水克雪利用事業 農業用施設を利用した克雪用水 導入施設、流雪溝施設、消雪施 設又はこれらの付帯施設の整備 に要する経費	次のいずれにも該当すること。 ① 他事業で克雪事業の実施計画の ない地域であること。 ② 冬期間の通水があり、管理体制が 図られるものであること。	35% 以内	40% 以内

中山間地域整備事業（平成18年度より休止中）

事業種別	事業主体	補助対象とする経費	採 択 要 件 等	補 助 率	
				一般地域	特定地域
中山間地域 総合対策 事業	市町村	特定地域(ただし、特別豪雪地 帯のみの指定区域は除く)で、か つ、中山間地域活性化対策事業 計画が策定されている地域にお いて、2事業種別以上の県単農 業農村整備事業(農業基盤整備 事業及び農村整備事業)を実施 するに必要な経費又は土地改良 区、土地改良区連合又は農業協 同組合が実施するときにその補 助に要する経費	基幹となる事業は、それぞれの事業 の採択条件を満たすものであること。 ただし、併せ行う事業は、採択基準 未満であっても受益面積が1ha以上 で、著しくも効果的なものは対象とす る。	—	50% 以内

※特定地域とは、次に挙げる法等の規定により指定された地域をいい、一般地域とは特定地域以外
の地域をいう。

- ・ 離島振興法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、特定農山村地域に
おける農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、急傾斜地帯（平均傾斜地が15°以上）



県単の制度を教えてください

○対象となる事業に応じて、採択要件や補助率が決められています。

農業基盤整備事業

事業種別	事業主体	補助対象とする経費	採 択 要 件 等	補 助 率	
				一般地域	特定地域
かんがい排水事業	市町村 土地改良区 土地改良区連合 農業協同組合	農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更に係る事業に要する経費	1. この事業は、土地改良法により行う土地改良事業として取り扱うこととする。 2. 受益面積が1団地おおむね5ha（特定地域にあつては3ha）以上であること。	35%以内	40%以内
ほ場整備事業	市町村 土地改良区 土地改良区連合 農業協同組合	農地に係る区画整理事業及びこれと相当に関連のある他の事業、暗渠排水事業又は客土事業に要する経費	1. この事業は、土地改良法により行う土地改良事業として取り扱うこととする。 2. 受益面積が1団地おおむね5ha（特定地域にあつては3ha）以上であること。	35%以内	40%以内
農地開発事業	市町村 土地改良区 土地改良区連合 農業協同組合	農用地造成事業に必要なかんがい排水施設、農道、その他の施設の新設又は変更、開こん、土壤改良等に要する経費	1. この事業は、土地改良法により行う土地改良事業として取り扱うこととする。 2. 造成農地面積が2ha以上であること。	35%以内	40%以内
農地防災事業	市町村 土地改良区 土地改良区連合 農業協同組合	① かんがい用のため池の堤体の改修又はしゅんせつに係る事業に要する経費 ② 土砂崩壊、施設の脆弱化等による農用地、農業用施設等の被害を防止するために行う頭首工、樋門、用排水機場及び水路の整備に要する経費	1. この事業は、土地改良法により行う土地改良事業として取り扱うこととする。 2. 受益面積がおおむね5ha（①の事業であつて地震特定観測地域に係るものは2ha、②の事業であつて特定地域に係るものは3ha）以上であること。	40%以内	40%以内
	市町村	③ 地すべり防止区域の指定基準に該当しない地域において、農地、農業用施設等の被害の防止のために緊急に行う必要がある地すべり防止事業に要する経費			

農村整備事業

事業種別	事業主体	補助対象とする経費	採 択 要 件 等	補 助 率	
				一般地域	特定地域
農道整備事業	市町村 土地改良区 土地改良区連合 農業協同組合	農道（農道橋、安全施設を含む）及び急傾斜地帯において行う索道の新設又は改良に要する経費	1. この事業は、土地改良法により行う土地改良事業として取り扱うこととする。 2. 農道の全幅員が3m以上であること。	30%以内	35%以内
農業集落道整備事業	市町村	小規模な農業集落及び集落周辺の生活関連道路の新設又は改良に要する経費	延長が50m以上であり、全幅員が3m以上であること。	30%以内	35%以内
農業集落排水施設整備事業	市町村	小規模な農業集落排水路の新設又は改良に要する経費	次のいずれも該当すること。ただし、1地区当りの標準事業費は10,000千円とする。 ① 当該排水路の延長が50m以上であること。 ② 農地排水（農振農用地に係るものに限る）が計画最大排水量の50%未満であること。	30%以内	35%以内

まずは、ご相談ください。

○不明な点については、各地域機関の農村計画課へお問い合わせください。

地 域 機 関	電 話 番 号	所 在 地
村上地域振興局 農林振興部	0254-52-7951	〒958-8585 村上市田端町6-25
新発田地域振興局 農村整備部	0254-26-9652	〒957-8511 新発田市豊町3-3-2
新潟地域振興局 新津農業振興部	0250-24-9645	〒956-0031 新潟市秋葉区新津4524-1
新潟地域振興局 農林振興部	025-231-8273	〒951-8575 新潟市中央区川岸町3-18-1
新潟地域振興局 巻農業振興部	0256-72-0959	〒953-0042 新潟市西蒲区赤舘1285-1
三条地域振興局 農業振興部	0256-36-2272	〒955-0046 三条市興野1-13-45
長岡地域振興局 農林振興部	0258-38-2606	〒940-8567 長岡市四郎丸町173-2
魚沼地域振興局 農業振興部	025-792-1051	〒946-0004 魚沼市大塚新田91-4
南魚沼地域振興局 農林振興部	025-772-3914	〒949-6623 南魚沼市六日町960
十日町地域振興局 農業振興部	025-757-5519	〒948-0037 十日町妻有町西2-1
柏崎地域振興局 農業振興部	0257-21-6271	〒945-8558 柏崎市三和町5-55
上越地域振興局 農林振興部	025-526-9603	〒943-8551 上越市本城町5-6
糸魚川地域振興局 農林振興部	025-552-1789	〒941-0052 糸魚川市南押上1-15-1
佐渡地域振興局 農林水産振興部	0259-22-3101	〒952-0106 佐渡市新穂瓜生屋328-1
農 地 部 農 地 建 設 課	025-280-5359	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1



お問い合わせ先
新潟県農地部農地建設課
〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1
TEL:025-280-5359 FAX:025-285-0148